



栃木県公報

平成 27 年
7月31日(金)
第2703号

目 次

規 則	
○栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正.....	701
告 示	
○足利県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正.....	702
○八溝県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正.....	702
○益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正.....	702
○生活保護法による指定施術機関の事業の廃止.....	703
○生活保護法による指定施術機関の指定辞退.....	703
○救急医療機関の指定.....	703
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定.....	704
○道路の区域の変更.....	705
○道路の供用開始.....	706
公 告	
○公の施設に係る指定管理者の募集.....	706
○公共測量の実施.....	707
○開発行為の工事完了.....	707
公安委員会	
○栃木県道路交通法施行細則の一部改正.....	708
調達等公告	
○落札者等の公示.....	708
○同.....	709
○同.....	709

規 則

栃木県規則第四十号

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年七月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年栃木県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中第二十九項を第三十項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第十二項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第十九条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二十平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に

係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

一 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第十七条に次の一号を加える。

九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

附則第二項中「第十四条の二」を「第十四条」に、「第二十五項」を「第二十九項」に改める。

附則第三項中「第十四条の二」を「第十四条」に、「第十二条第三項第二号」を「第十九条第三項第二号」に、「第十五条の二第十四項及び第二十五項」を「第十五条の二第十五項及び第二十九項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第十五条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされる栃木県立自然公園条例（昭和三十三年栃木県条例第十一号）第十九条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 新規則第十七条第九号の規定は、平成二十七年十一月一日以後に着手する太陽光発電施設の新築、改築又は増築について適用する。

(自然環境課)

告 示

栃木県告示第373号

足利県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成12年栃木県告示第279号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から適用する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富 一

前文中「第15条の2第28項」を「第15条の2第29項」に改める。

栃木県告示第374号

八溝県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成12年栃木県告示第280号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から適用する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富 一

前文中「第15条の2第28項」を「第15条の2第29項」に改める。

栃木県告示第375号

益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成15年栃木県告示第215号）の一部を次

のように改正し、平成27年9月1日から適用する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福 田 富 一

前文中「第15条の2第28項」を「第15条の2第29項」に改める。

2(1)中「第15条の2第14項」を「第15条の2第15項」に改め、2(4)中「第15条の2第12項」を「第15条の2第13項」に改め、2(5)中「第15条の2第13項」を「第15条の2第14項」に改める。

(自然環境課)

栃木県告示第376号

次の指定施術機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福 田 富 一

廃止年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成27年6月6日	天童 宏徳	-	いずみ総合接骨院	足利市山川町62-6

栃木県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第51条第1項の規定により次の指定施術機関から指定辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福 田 富 一

指定辞退年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成27年3月31日	上岡 亮太	-	岳陽堂あしなん接骨院	足利市百頭町2096-2 ラフォーレ百頭5-103号

(保健福祉課)

栃木県告示第378号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
-----	-------	---------

日光市民病院	日光市清滝安良沢町1752-10	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
医療法人光風会 光南病院	小山市乙女795	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
学校法人自治医科大学 自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
医療法人晃仁会 柴崎外科医院	宇都宮市城東2-13-3	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
医療法人社団章仁会 船田内科外科医院	小山市松沼578	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
都丸整形外科	下野市文教1-11-16	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
医療法人勇知会 多島外科胃腸科	下都賀郡壬生町壬生甲3072-1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第379号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
城南眼科クリニック	小山市大字雨ヶ谷113-1	蘇 沾訓	平成27年1月1日
上野医院	那珂川町小川700	上野 顕	平成27年1月1日
根本医院	さくら市櫻野1250	根本 祐太	平成27年1月10日
岩曾内科脳神経外科医院	宇都宮市岩曾町18-1	岩永 秀昭	平成27年5月18日
いちほらファミリークリニック	宇都宮市中里町322	医療法人いちほらファミリークリニック	平成27年7月1日
こひらメディカルクリニック	栃木市小平町12-17	医療法人社団オー・ド・ヴィー	平成27年7月1日
天目外科胃腸科	宇都宮市ゆいの杜5-20-22	天目 純生	平成27年7月3日
医療法人社団晃陽会宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	医療法人社団晃陽会	平成27年7月6日
医療法人青柳医院	宇都宮市南高砂町7-14	医療法人青柳医院	平成27年7月7日

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
カワチ薬局鹿沼南店	鹿沼市西茂呂4-4-1	株式会社カワチ薬品	平成27年7月4日
すまいる薬局	那須塩原市方京1-6-1	有限会社至誠堂	平成27年7月9日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護リハビリステーションマザーの家	佐野市中町942-1	株式会社TOMIYO組	平成27年7月1日

(健康増進課)

栃木県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月31日から同年8月31日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大子黒羽線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
22	前	大田原市須佐木字八重川2047-1 から 大田原市須佐木字木曾ノ内149-4 まで	6.4 ~ 21.3	783.0	
	後	大田原市須佐木字八重川2047-1 から 大田原市須佐木字木曾ノ内149-4 まで	8.9 ~ 24.8	783.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
71	前	宇都宮市下桑島町396-1 から 宇都宮市東刑部町1425-3 まで	9.0 ~ 20.7	1120.0	
	後	宇都宮市下桑島町396-1 から 宇都宮市東刑部町1425-3 まで	11.6 ~ 20.7	1120.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 小山環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
269	前	小山市大字神鳥谷字鍛冶町1737-9 から 小山市大字神鳥谷字鍛冶町1738-5 まで	16.0 ~ 16.0	71.3	
	後	小山市大字神鳥谷字鍛冶町1737-9 から 小山市大字神鳥谷字鍛冶町1738-5 まで	16.0 ~ 16.8	71.3	

IV

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 宇都宮真岡線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
317	前	宇都宮市下桑島町194-2 から 宇都宮市下桑島町1438まで	9.0 ~ 20.7	343.4	
	後	宇都宮市下桑島町194-2 から 宇都宮市下桑島町1438まで	11.6 ~ 20.7	343.4	

V

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 湯本大島線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
340	前	那須郡那須町大字大島字下平49から 那須郡那須町大字大島字下平723-9 まで	6.0 ~ 16.5	1020.0	
	後	那須郡那須町大字大島字下平49から 那須郡那須町大字大島字下平723-9 まで	6.0 ~ 16.5	1020.0	

栃木県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月31日から同年8月31日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
264	一般県道 小山結城線	小山市本郷町3丁目1001-10から 小山市本郷町3丁目1001-8まで	平成27年7月31日

(道路保全課)

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称
栃木県民の森
- (2) 所在地
栃木県矢板市長井2927外
- (3) 設置の目的

自然に親しむ環境を県民に提供することにより豊かな情操のかん養と健康の増進を図る。

- (4) 規模等
 - ① 敷地面積 973ha
 - ② 施設 森林学習展示施設(森林展示館、全国育樹祭記念緑地、遊歩道等)、キャンプ施設等
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
利用期間、利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県県民の森(森林に係るものを除く。②において同じ。)の施設の維持管理に関すること。
 - ② 栃木県県民の森の運営に関すること。
 - ③ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県県民の森指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
平成27年8月31日(月)から同年9月30日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月30日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階西側
栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当
電話 028-623-3211 FAX 028-623-3212 E-mail shizen-kankyous@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページに掲載する。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/kenmori27.html>)

(自然環境課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(数値図化(同時調整含む))
- 2 作業地域
佐野市(一部)
- 3 作業期間
平成27年6月25日から同年10月30日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査

済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市台町字南原2800番1、2800番2、2800番7、2800番9、2800番10、2800番11の一部 (開発行為に関する工事) 真岡市台町字南原2800番11の一部、2800番13の一部、2800番15の一部	宇都宮市西川田町934番地3	株式会社無限開発

(都市計画課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第十一号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第十三条中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

十 音量を大きくし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者がイヤホン等を使用して当該目的のための指令を受信する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

調達等公告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

栃木県知事 福田 富一

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①社会保障・税番号制度に係る税務システム改修業務 一式 ②栃木県経営管理部税務課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成27年6月1日 ⑤富士通株式会社栃木支店 栃木県宇都宮市東宿郷4-2-24 ⑥95,337,216円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

- 2 ①県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器（H27パソコン教室） 11式 ②栃木県教育委員会事務局施設課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成27年6月25日 ⑤NECキャピタルソリューション株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17 ⑥79,151,904円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年5月7日 ⑨最低価格
- 3 ①取消処分者講習用運転シミュレーター 1式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成27年5月8日 ⑨最低価格
- 4 ①取消処分者講習用運転シミュレーター 1式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成27年7月9日 ⑤三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎1-6-3 ⑥334,800円（月額） ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号
- 5 ①パトカー動態表示システム車載装置 24式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成27年6月25日 ⑤株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥336,852円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成27年4月24日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

栃木県立がんセンター所長 清 水 秀 昭

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）
- ①栃木県立がんセンター人事給与システム 一式 ②栃木県立がんセンター 栃木県宇都宮市陽南4-9-13
③購入等 ④平成27年6月19日 ⑤株式会社ワークスアプリケーションズ 東京都港区赤坂1-12-32 ⑥36,696,240円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年4月28日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

栃木県下水道管理事務所長 島 田 源 一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）
- ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号）購入見込数量157kl ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年6月18日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥61,776円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月16日 ⑨最低価格
（会計局会計管理課）